

市内高齢者施設 管理者 様

浜松市高齢者福祉課長 亀田 岳史
浜松市介護保険課長 谷口 弘記

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の補助対象事業に係る事前協議について（照会）

日ごろ、本市の高齢者福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の交付金は、令和3年度から令和7年度までの5年間について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく整備の実施を推進するため、必要な経費を計上しているところです。

この度、国の交付金を活用し、スプリンクラー設備等の整備、非常用自家発電設備の整備、耐震化整備、大規模修繕、水害対策強化事業、高齢者施設等の防災改修等支援事業、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、給水設備整備、換気設備の設置に係る経費支援事業を目的に補助制度が実施されることとなりました。

つきましては、補助金の活用に係る事前協議を行いますので、補助金の活用を希望する事業者は、令和6年5月16日（木）までに必要書類の提出をお願いいたします。

なお、今回の事前協議は補助金の活用希望を調査するものであり、補助金交付を確約するものではありませんので御了承ください。

記

1 補助制度の概要

①スプリンクラー設備等整備事業

補助対象施設	補助単価	補助率	提出先
軽費老人ホーム、小規模ケアハウス、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）、小規模有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）、生活支援ハウス	○スプリンクラー整備（1,000㎡未満の施設のみ） ※介護医療院のみ、3,000㎡未満 ・スプリンクラー設備の整備のみの場合 上限：9,710円/㎡	定額 (国 10/10)	高齢者福祉課
通所介護（宿泊を伴うもののみ）、地域密着型通所介護（宿泊を伴うもののみ）、認知症対応型通所介護（宿泊を伴うもののみ）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護医療院（定員30人以上）	・スプリンクラー設備の整備に伴い、別途、消火ポンプユニット等の設置を行う場合 上限：9,710円/㎡+244万円/1施設 等 ○自動火災報知設備（300㎡未満の施設のみ） ・上限：1,080千円/1施設 ※介護医療院は対象外		介護保険課

	○消防機関へ通報する火災報知設備(500㎡未満の施設のみ) ・上限：325千円/1施設 ※介護医療院は対象外		
--	--	--	--

②非常用自家発電設備整備、耐震化整備、水害対策強化事業、大規模修繕事業

補助対象施設	補助対象事業	補助額	補助率	提出先
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム (いずれも定員30人以上)	非常用自家発電設備整備 (緊急災害用の自家発電設備整備) 水害対策強化事業	上限なし 下限 自家発：500万円 水害：80万円	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	高齢者福祉課
地域密着型特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス (いずれも定員29人以下)	利用者の安全確保等の観点から行う以下の事業 ・耐震化整備(耐震診断の結果等で倒壊の恐れがあると市町村長が認めたもの) ・老朽化に伴う大規模な修繕等(緊急災害用の自家発電設備整備を含む) ・水害対策強化事業	上限：1,540万円 下限：80万円(自家発以外)	定額 (国 10/10)	
地域包括支援センター、生活支援ハウス (いずれも定員29人以下)		上限：773万円 下限：80万円(自家発以外)		
介護老人保健施設、介護医療院 (いずれも定員30人以上)	非常用自家発電設備整備 (緊急災害用の自家発電設備整備) 水害対策強化事業	上限なし 下限 自家発：500万円 水害：80万円	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	介護保険課
小規模介護老人保健施設 (定員29人以下)	利用者の安全確保等の観点から行う以下の事業 ・耐震化整備(耐震診断の結果等で倒壊の恐れがあると市町村長が認めたもの) ・老朽化に伴う大規模な修繕等(緊急災害用の自家発電設備整備を含む) ・水害対策強化事業	上限：1,540万円 下限：80万円(自家発以外)	定額 (国 10/10)	
認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護		上限：773万円 下限：80万円(自家発以外)		

- ※設置工事の伴わない可搬型（ポータブル型）の非常用自家発電設備については補助対象となりません。
- ※太陽光等の自然エネルギーを活用した非常用自家発電設備については補助対象となりません。
- ※補助対象となる非常用自家発電設備は、電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後 72 時間以上の事業継続が可能となる設備に限ります。
- ※非常用設備等の設置場所は、水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めてください。
- ※設置予定の非常用設備等の耐震性の確保に留意してください。

③社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業（令和6新設）

補助対象施設	補助額	補助率	提出先
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム (いずれも定員 30 人以上)	上限： 6,160 万円	国 1/2 市 1/4	高齢者 福祉課
介護老人保健施設、介護医療院 (いずれも定員 30 人以上)	下限： 80 万円	事業者 1/4	介護 保険課

※社会福祉連携推進法人等とは、社会福祉法に規定する、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るため、社会福祉法人等が社員となり福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための新たな法人制度のこと。

④給水設備整備事業

補助対象施設	補助額・対象経費	補助率	提出先
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、地域包括支援センター、生活支援ハウス	上限なし（下限 500 万円） ※定員 29 人以下の施設は 下限なし	国 1/2 市 1/4	高齢者 福祉課
（小規模）介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給水設備整備に必要な工事費 又は 工事請負費及び工事事務費	事業者 1/4	介護 保険課

⑤ブロック塀等改修整備事業

補助対象施設	対象経費	補助率	提出先
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、小規模有料老人ホーム、地域包括支援センター、生活支援ハウス	ブロック塀等改修整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	高齢者 福祉課
短期入所生活介護、（小規模）介護老人保健施設、介護医療院、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護			介護 保険課

※安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象となりますが、安全

性に問題のないブロック塀等も合わせて一時的に撤去しなければならない場合には、安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助対象となります。

※ブロック塀等の撤去のみを行う事業は補助対象となりません。

⑥換気設備の設置に係る経費支援事業

補助対象施設	補助単価	補助率	提出先
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、小規模有料老人ホーム、生活支援ハウス	上限 4,000 円/m ²	定額 (国 10/10)	高齢者福祉課
(小規模) 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護			介護保険課

※通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合は補助対象となりません。

《注意点》

- ・上記の表は事業内容の概要のみ記載しています。下記リンク先に国からの通知等を掲載していますので必ず確認をお願いします。

【浜松市公式ホームページ】

令和6年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の補助対象事業に係る事前協議について

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/news/2024_zizenkyougi.html

2 おおまかなスケジュール

5月	事前協議
7～9月	国内示（予定） 交付申請（市→国）
9月	市補正予算措置 交付決定（国→市）
10月	内示（市→事業者） 交付申請（事業者→市） 交付決定（市→事業者） 事業者による入札
11～1月	工事等
2月	実績報告（事業所→市）

※スケジュールは前後する可能性があります。

※浜松市の9月補正予算（予定）で承認され、市からの交付決定を受けなければ、入札や工事等に着手することはできません。

※入札は浜松市の調達方針に沿って行う必要があります。詳細はHPに掲載している浜松市の調達方針を御確認ください。

3 提出書類（補助金の活用を希望しない施設は提出の必要はありません）

- ・（別紙1）補助制度の活用に係る事前確認票
 - ・（別紙2）提出チェックリスト及び添付書類（添付書類はチェックリスト内に記載）
- ※同一施設において複数の補助対象事業の補助金を活用する場合は、それぞれの事業ごとに提出してください。

4 提出方法

各課ともに記載のあるいずれかの方法で提出してください。

<高齢者福祉課>

- ・E-MAIL kourei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- ・持ち込み又は郵送 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 高齢者福祉課宛て

<介護保険課>

- ・E-MAIL kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- ・持ち込み又は郵送 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 介護保険課宛て

5 提出期限

令和6年5月16日（木）午後5時必着

※ 提出期限まで期間が短く大変申し訳ありませんが、御協力をお願いします。

6 留意事項

- ・補助金の活用希望がある場合は、事前に電話で各課担当者まで御連絡ください。
- ・E-MAIL 又は郵送で提出した場合には、必ず書類が届いているか各課担当者まで御確認ください。
- ・補助金の活用希望を取り下げることがないよう、事業者内で別紙のチェックリストに基づき検討したうえで提出してください。提出があった施設については、法令や資金面について市から確認させていただく場合があります。
- ・**必ず令和6年度中に工事・納入等を完了し、整備を終えるようにしてください。（令和6年度中に整備を完了できない場合、全額施設負担となる可能性があります。）**
- ・補助金交付後、減価償却期間を経過せずに施設を移転・廃止等する場合、補助金を返還していただく場合がありますので御注意ください。

高齢者福祉課 施設福祉グループ
担当 及部、小池
TEL 053-457-2886

介護保険課 指導第2グループ
担当 高村、今津
TEL 053-457-2787